



三島市  
学校給食費の公会計化に関する  
Q&A



## < 目 次 >

### 学校給食費の公会計化制度の全般について

#### 【1 公会計について】

Q1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？

Q1-2 保護者にとっては、何が変わりますか？

#### 【2 学校給食費について】

Q2-1 学校給食費の額はどのように決めているのですか？

Q2-2 学校給食費をいくら払うのか、お知らせはありますか？

Q2-3 食物アレルギー等により飲用牛乳を停止している場合の月額（定額）は変わりますか？

Q2-4 学校で給食を食べなかったら、すべて調整してもらえるのですか？

Q2-5 どのような場合に調整してもらえますか？

#### 【3 学校徴収金について】

Q3-1 学校徴収金とは何ですか？

Q3-2 学校徴収金も市に支払うことになるのですか？

#### 【4 学校給食費の支払いについて】

Q4-1 学校給食費の支払い方法は、どのようになりますか？

Q4-2 口座振替ができる金融機関はどこですか？

Q4-3 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？

Q4-4 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

Q4-5 納付書で支払える金融機関はどこですか？

Q4-6 納付書の納期限が過ぎてしまいました。納付書はまだ使えますか？

Q4-7 学校に直接、学校給食費のお金を持って行ってもいいですか？

**【5 口座振替に使用する口座について】**

Q5-1 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？

Q5-2 学校徴収金の引き落とし口座と違う口座を登録しても大丈夫ですか？

Q5-3 学校徴収金の引き落とし口座と同じ口座を登録しても大丈夫ですか？

Q5-4 現在の学校徴収金の引き落とし口座と同じ口座から振替をしたい場合も、新たに手続きは必要ですか？

Q5-5 きょうだい全員が同じ口座を利用しても大丈夫ですか？

Q5-6 一度登録した口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか？

**【6 就学援助を受けている場合の学校給食の支払いについて】**

Q6-1 就学援助とは何ですか？

Q6-2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？

**【7 生活保護費受給世帯の学校給食費の支払いについて】**

Q7-1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？

Q7-2 生活保護を受ける前の学校給食費はどのようになりますか？

**【8 学校給食費の滞納について】**

Q8-1 学校給食費を滞納している家庭には、どのような取組をしていますか？

Q8-2 児童手当からの充当とは何ですか？

Q8-3 それでも学校給食費を滞納している場合は、どのようになりますか？

## 手続きに関わること

### 【9 提出書類の記入・提出について】

Q9-1 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

Q9-2 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような手続きが必要ですか？

Q9-3 停止していた給食または飲用牛乳の提供を再開したい場合、どのような手続きが必要ですか？

### 【10 その他手続きについて】

Q10-1 来年度三島市の小学校へ入学する予定です。学校給食費に係る必要な手続きはありますか？

Q10-2 現在子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？

Q10-3 転校する際に、手続きは必要ですか？

Q10-4 来年4月に三島市以外の小・中学校から三島市立の小・中学校に転校する予定です。事前に必要な手続きはありますか？

## 学校給食費の公会計化制度の全般について

### 【1 公会計について】

#### Q1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？

A1-1 保護者の皆さまからお支払いいただく学校給食費を市の会計に入れ（歳入）、購入した学校給食の食材費を市の会計から支払う（歳出）ことです。

#### Q1-2 保護者にとっては、何が変わりますか？

A1-2 学校給食費の公会計化後は、次の3点が変わります。

- ① 学校給食費の支払い先が、学校から三島市に変わります。
- ② 市内11の金融機関口座から引き落としができます。
- ③ 給食を長期欠食する時などの提出書類が変わります。

### 【2 学校給食費について】

#### Q2-1 学校給食費の額は、どのように決めているのですか？

A2-1 各学校で、年間行事予定をもとに1年間の学校給食の実施回数を決めます。  
（実施回数は学年によって異なる場合もあります。）1食当たりの単価に年間実施回数を乗じて学校給食費（年額）を計算します。1食当たりの単価と第1期（5月末日）～第10期（2月末日）までお支払いいただく金額（定額）は、以下のとおりです。第11期（3月末日）は、年額から第10期（2月末日）までに支払った金額を引いた金額をお支払いいただきます。

| 学校区分 | <1食あたりの単価> | <月額> 定額 |
|------|------------|---------|
| 小学校  | 290円       | 5,200円  |
| 中学校  | 345円       | 5,800円  |

<支払いの例> 小学生 年間喫食回数 190回場合

| 年間納付額                 | 第1期（5月）～第10期（2月）       | 第11期（3月） |
|-----------------------|------------------------|----------|
| 290円×190回<br>=55,100円 | 5,200円×10期<br>=52,000円 | 3,100円   |

※4月の納入はありません。

〔1食当たりの単価〕 × 〔年間喫食回数〕 = 〔年間納付額〕

290円 × 190回 = 55,100円

〔年間納付額〕 - 〔第1期～第10期までの支払い金額〕 = 〔第11期の納付額〕

55,100円 - (5,200円×10期) = 3,100円

Q2-2 学校給食費をいくら払うのか、お知らせはありますか？

A2-2 毎年5月頃に第1期から第11期までの学校給食費の決定に係る通知を送付する予定です。回数変更等に伴う金額変更は随時お知らせします。

Q2-3 食物アレルギー等により飲用牛乳を停止している場合の月額（定額）は変わりますか？

A2-3 食物アレルギー等により飲用牛乳を停止している方については、月額は定額のままで、年度末（第10期や第11期）において調整します。

Q2-4 学校で給食を食べなかったら、すべて学校給食費を減額してもらえますか？

A2-4 急な発熱やけがなどで学校を休む場合は、減額の対象になりません。また、連続して学校を休む日が4日以下（学校休業日を除く）の場合も調整の対象になりません。これは、事前に行う食材の発注に対応できないためです。ご理解をお願いします。

Q2-5 どのような場合に、学校給食費を減額してもらえますか？

A2-5 学校給食費の減額については、次のとおりです。

| 減額することができる場合                                    | 減額の条件   |
|---|---|
| 年度の途中で、三島市以外の学校に転出するとき                          | 停止を希望する期間の初日の3日前までに「学校給食費等減額申請書」を学校へ提出してください。 |
| 事故、傷病その他の事由により、連続して5回以上学校給食等を受けないとき             |   |
| 食物アレルギーその他の事由により、学校給食等のうち飲用牛乳の提供を受けないとき         |   |
| 小中学校の校長が臨時に授業を行わないことにより、市が連続して4回以上学校給食等を実施しないとき |   |
| その他市長が必要があると認めるとき                               |   |

### 【3 学校徴収金について】

#### Q3-1 学校徴収金とは何ですか？

A3-1 学用品費、学級費、クラブ費、PTA 会費、修学旅行等の積立金、校外活動費などの学校に直接お支払いいただく費用のことです。

#### Q3-2 学校徴収金も市に支払うことになるのですか？

A3-2 なりません。学校徴収金は、学校ごとに種類や集める時期、金額などが違うため、学校からのお知らせに基づいて、学校で集金を行います。

### 【4 学校給食費の支払いについて】

#### Q4-1 学校給食費の支払い方法は、どのようになりますか？

A4-1 原則として、保護者の方の金融機関口座から口座振替となります。やむを得ず、口座振替によるお支払いができない場合は、納付書を送付しますので、納付書を利用して金融機関窓口でお支払いください。コンビニエンスストアや学校では、お支払いできません。

#### Q4-2 口座振替ができる金融機関はどこですか？

A4-2 市内 11 の金融機関が利用できます。(スルガ銀行、静岡銀行、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、清水銀行、静岡中央銀行、三島信用金庫、沼津信用金庫、静岡県労働金庫、富士伊豆農業協同組合、ゆうちょ銀行)

#### Q4-3 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？

A4-3 口座振替手数料は、市が負担します。

#### Q4-4 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

A4-4 再振替はありません。市から納付書を送付しますので、金融機関窓口でお支払いください。

#### Q4-5 納付書で支払える金融機関はどこですか？

A4-5 口座引き落としが利用可能な金融機関のうち、ゆうちょ銀行を除く市内 10 の金融機関で納付書払いができます。

#### Q4-6 納付書の納期限が過ぎてしまいました。納付書はまだ使えますか？

A4-6 使えますので、速やかにお支払いください。

#### Q4-7 学校に直接、学校給食費のお金を持って行ってもいいですか？

A4-7 学校では学校給食費のお預かりはいたしません。

【5 口座振替に使用する口座について】

Q5-1 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？

A5-1 大丈夫です。

Q5-2 学校徴収金の引き落とし口座と違う口座を登録しても大丈夫ですか？

A5-2 大丈夫です。

Q5-3 学校徴収金<sup>\*1</sup>の引き落とし口座と同じ口座を登録しても大丈夫ですか？

A5-3 大丈夫です。なお、残高不足<sup>\*2</sup>にならないようご注意ください。

Q5-4 現在の学校徴収金の引き落とし口座と同じ口座から振替をしたい場合も、新たに手続きは必要ですか？

A5-4 必要です。公会計化により、振替先が学校長の口座から市の口座に変わるため、同じ口座の利用をする場合でも、「三島市口座振替開始（停止）依頼書 自動払込利用申込書兼廃止届書」にて金融機関での手続きが必要です。

Q5-5 きょうだい全員が同じ口座を利用しても大丈夫ですか？

A5-5 大丈夫です。振替日（引き落とし日）は、小学校・中学校ともに同じ日ですので、残高不足にならないようご注意ください。それぞれ、違う口座でも大丈夫です。

Q5-6 一度登録した口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか？

A5-6 「三島市口座振替開始（停止）依頼書 自動払込利用申込書兼廃止届書」を変更したい金融機関の窓口にご持参いただき、口座振替開始の手続きをしてください。

なお、変更前の銀行口座については、「三島市口座振替開始（停止）依頼書 自動払込利用申込書兼廃止届書」にて停止の手続きをしてください。ただし、口座変更の手続きが完了するまでに時間を要するため、変更前の口座もしくは納付書により金融機関窓口でお支払いいただくことがありますので、ご注意ください。

【6 就学援助を受けている場合の学校給食の支払いについて】

Q6-1 就学援助とは何ですか？

A6-1 三島市の小・中学校に通学されているお子さまの保護者の方などに対し、経済的な理由で就学に援助が必要な場合、その費用の一部を審査のうえ助成する制度です。詳しくは、三島市教育委員会学校教育課学務係（直通 055-983-2670）までお問い合わせください。



Q6-2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？

A6-2 就学援助の認定を受けている世帯の児童・生徒の学校給食費については、就学援助費から自動的に市に納付されますので、保護者が学校給食費を納付する必要はありません。ただし、就学援助が認定されていない場合は保護者が学校給食費を納付する必要があります。

**【7 生活保護費受給世帯の学校給食費の支払いについて】**

Q7-1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A7-1 学校給食費分の生活保護費は、市（福祉総務課）から直接支払うことが可能ですので、保護者が学校給食費を納付する必要はありません。手続きや提出書類など、生活保護の詳しいことについては、三島市社会福祉部福祉総務課（直通055-983-2613）へお尋ねください。

Q7-2 生活保護を受ける前の学校給食費はどのようになりますか？

A7-2 生活保護を受ける前の学校給食費については、保護者の方の負担となります。また、受給していた生活保護が停止・廃止となった場合も、保護者の方の負担となります。

## 【8 学校給食費の滞納について】

### Q8-1 学校給食費を滞納している家庭には、どのような取組をしていますか？

A8-1 納期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書をお送りし、自主的に納付していただくようお願いしています。自主的な納付が難しい場合は、児童手当からの公金振替\*<sup>3</sup>によってお支払いいただくことをお勧めしています。その場合、「児童手当特例給付に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書」の提出をお願いしています。

※「公金振替」とは：市内部の資金移動により事務処理を行うこと。

### Q8-2 児童手当からの充当とは何ですか？

A8-2 児童手当は、市（社会福祉部子育て支援課）から保護者の方にお支払いするものですが、長期に学校給食費の滞納がある場合、保護者の方の同意があれば、滞納している学校給食費分の金額を、市（子育て支援課）から市（学校教育課）に直接児童手当から引き、そこから支払うことができます。これを「児童手当からの充当」といいます。実際に「児童手当からの充当」を行う場合は、保護者の方に事前に連絡させていただくこととしています。

### Q8-3 それでも学校給食費を滞納している場合は、どのようになりますか？

A8-3 学校給食費を滞納し、督促状や催告書の送達を受けてもなお、納付されない場合や、児童手当からの充当にも同意がいただけない場合は、裁判所における法的手続きを開始します。この場合において、三島市の請求が認められたときは、財産の差押等を行う場合があります。

## 手続きに関わること

### 【9 提出書類の記入・提出について】

Q9-1 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

A9-1 金融機関にもよりますが、登録に時間を要する場合があります。その場合には、納付書を送付しますので、金融機関窓口でお支払ください。

Q9-2 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような手続きが必要ですか？

A9-2 食物アレルギーまたはその他の理由で飲用牛乳を停止する方については、「学校給食費等減額申請書」の提出が必要です。面談を実施しますので、学校にご相談ください。

Q9-3 停止していた給食または飲用牛乳の提供を再開する場合、どのような手続きが必要ですか？

A9-3 提供の再開を希望する日が決まり次第、学校へご連絡ください。

### 【10 その他手続きについて】

Q10-1 来年度三島市の小学校へ入学する予定です。学校給食費に係る必要な手続きはありますか？

A10-1 「三島市学校給食費口座振替開始（停止）依頼書兼自動払込利用申請書」にて、学校給食費用の口座を登録してください。

なお、食物アレルギー等により、給食または飲用牛乳の提供停止を希望する方については、「学校給食費等減額申請書」の提出が必要です。

Q10-2 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？

A10-2 引き落とし口座などに小学校からの変更がない限り、再度の手続きは必要ありません。なお、「学校給食費等減額申請書」は年度ごとの提出が必要となりますので、中学校へ提出してください。

Q10-3 転校する際に、手続きは必要ですか？

A10-3 転出先の学校が市外か市内かによって、次のように対応が違います。

1) 市外の学校へ転出の場合

「学校給食費等減額申請書」を学校へ提出してください。

2) 市内の学校へ転出の場合

振替口座に変更がなければ、手続きの必要はありません。

Q10-4 来年4月に三島市以外の小・中学校から三島市の小・中学校に転校する予定です。事前に必要な手続きはありますか？

A10-4 「三島市口座振替開始（停止）依頼書 自動払込利用申込書兼廃止届書」にて、金融機関で口座登録をしてください。